令和５年７月２８日
交　　通　　局

職員の懲戒処分について

東京都交通局長は、本日、地方公務員法に基づく職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

１　酒気帯び出勤

（１）懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	３８	男性	停職６月間

（２）事故の概要

事故者は、令和５年６月３０日、都営バス営業所において、乗務前に行う乗務検査（アルコール検査）の際、呼気中に局が定めた基準を超えるアルコール反応が検知され、乗務禁止措置を受けた。

なお、事故者は過去にも２度酒気帯び出勤による乗務禁止措置を受けており、令和４年３月２９日に懲戒処分を受けている。